# **TOSHIBA**

# グリーン調達ガイドライン



2019年12月1日 人と、地球の、明日のために。

- 1. はじめに
- 2. 東芝グループの環境基本方針
- 3. 本ガイドラインの趣旨
- 4. 東芝グループのグリーン調達基準
- 4. 1 環境管理システム (EMS) の構築
- 4. 2 調達品の含有化学物質の管理
- 4. 3 東芝グループ環境関連物質リスト
- 5. 調達取引先様へのお願い事項
- 5.1 調達取引先様での環境保全の推進
- 5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給
- 5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結
- 5. 4 各種調査への協力
- 5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査
- 5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査
- 5. 4. 3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

(別表1) ランクA:禁止物質(群)

(別表2) ランクB:管理物質(群)

# 1. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR(企業の社会的責任)活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。 東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、"豊かな価値の創造"と"地球との共生"を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン2050を策定し、2050年のあるべき姿からバックキャスティングして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。 調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を 賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(株) 東芝

グループ調達部 調達管理・コンプライアンス推進室 生産推進部 環境推進室

# 2. 東芝グループ環境基本方針

東芝グループは、「"かけがえのない地球環境"を、健全な状態で次世代に引き継いでいく ことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊 かな価値の創造と地球との共生を図ります。脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会をめざ した環境活動により、持続可能な社会の実現に貢献します。

#### ◆環境経営の推進

- ・ 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境 活動を推進します。
- ・ 事業活動、製品・サービスにかかわる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目標を設定して、環境活動を推進します。
- ・ 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
- ・ 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
- ・ 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
- ・グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

#### ◆環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

- ・ 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
- ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
- ・ 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、調達、製造、物流、 販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。
- ・ 持続可能な社会の実現のため、社会に与える価値や意義を考え、将来を見据えた環境 技術の開発に努めます。

#### ◆信頼されるパートナーとして

- ・ 地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
- 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

# 3. 本ガイドラインの趣旨

東芝グループでは、東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、"豊かな価値の創造"と"地球との共生"を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達が欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等(以下、納入品)について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

東芝グループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達 取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

# 4. 東芝グループのグリーン調達基準

東芝グループでは、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝グループ共有のグリーン調達基準を定め、東芝グループのグリーン調達を推進しています。

#### 4. 1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝グループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システムを運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

#### 4.2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(\*1)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

\*1: JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL: https://chemsherpa.net/

#### 4.3 東芝グループ環境関連物質リスト

東芝グループでは、「東芝グループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA:禁止物質(群)」と「ランクB:管理物質(群)」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質 (群)
ランクA(禁止物質	東芝グループにおいて、調達品(包	別表 1
(群))	装材含む)への含有を禁止する物質	
	(群)。国内外の法規制で製品(包装	
	材含む)への使用が禁止または制限	
	されている物質(群)	
ランクB(管理物質	使用実態を把握し、削減・代替化等	別表 2
(群))	の環境負荷低減に努める物質(群)、	
	またはクローズドシステムで回収・	
	無害化を図り環境への影響を抑制す	
	る物質(群)	

なお、業界動向等の事情から、東芝グループ各社により管理内容(物質群、管理レベル、 閾値等)が異なる場合があります。

# 5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝グループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引 先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供 給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願 いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご 協力賜りますよう、宜しくお願いします。なお、業界動向等の事情から、調達取引先様への お願い事項の詳細は、東芝グループ各社により異なる場合があります。詳細につきましては お取引させて頂いている東芝グループ各社、東芝社内カンパニー、東芝分社会社、東芝グル ープー般会社、事業部、事業所、工場等の担当窓口が発行するグリーン調達ガイドラインに 示しています。(東芝グループ各社、東芝社内カンパニー、東芝分社会社、東芝グループー 般会社、事業部、事業所、工場等の調達部門が発行するグリーン調達ガイドラインの記載内 容が、本ガイドラインの記載内容より優先します。)

#### 5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み(環境方針策定・システム整備・教育実施等)をお願いします。

#### 5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達 (グリーン調達) の実施
  - (3) 東芝グループからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

#### 5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

#### 5.4 各種調査への協力

### 5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化する ため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査は、主に以 下の項目です。

#### <調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
  - ・環境方針について
  - ・組織・計画について
  - ・事業の環境側面・システムについて
  - ・情報公開・教育について
- (4) その他

#### 5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

#### 5.4.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有 状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があり ます。お願いする調査は、主に以下の項目です。

#### <調査項目>

- (1)「環境関連物質使用/不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- (2)欧州REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC: \*2)の含有有無および含有量調査 (chem SHERPA®(\*3)、他)
- (3) 分析評価結果の調査
- (4) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

\*2: 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

\*3: chemSHERPA®とは、サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキームです。

# 添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA:禁止物質(群)

	」なり、プラスト・赤上物具(件)		
		東芝グループへ	東芝グループへの納入品
番号	物質(群)名	の納入品におい	において禁止する含有濃
		て禁止する時期	度の閾値
A 0 1	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 0 2	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成	既に禁止	意図的添加の禁止
	するものに限る)		
A 0 3	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び
			100ppm(*1,*2)
A 0 4	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び
			1000ppm(*1.*
			2)
A 0 5	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び
			1000ppm(*1、*
			2)
A 0 6	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止及び1
			000ppm(*1,*2)
A 0 7	オゾン層破壊物質(例:CFC類、HCFC類、	既に禁止	意図的添加の禁止
	HBFC類、四塩化炭素等)		
A 0 8	ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB類)	既に禁止	意図的添加の禁止及び1
			000ppm (* 1)
A 0 9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBD	既に禁止	意図的添加の禁止及び1
	E類)		000ppm (* 1)
A 1 0	ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 1	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに	既に禁止	意図的添加の禁止
	限る)		
A 1 2	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 3	一部(炭素鎖長10~13)の短鎖型塩化パラ	既に禁止	意図的添加の禁止
	フィン		
A 1 4	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニル	既に禁止	意図的添加の禁止
	スズ(略称:TPT)		
A 1 5	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(略称: T	既に禁止	意図的添加の禁止
	ВТО)		
A 1 6	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 7	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロー	既に禁止	意図的添加の禁止
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

		T	l
			東芝グループへの納入品
番号	物質(群)名	の納入品におい	において禁止する含有濃
		て禁止する時期	度の閾値
	1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a ーヘキサヒドロー		
	エキソー1, 4ーエンドー5, 8ージメタノナ		
	フタレン(別名:アルドリン)		
A 1 8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロー	既に禁止	意図的添加の禁止
	6, 7ーエポキシー1, 4, 4 a, 5, 6, 7,		
	8,8a-オクタヒドローエンドー1,4-エ		
	ンドー5, 8ージメタノナフタレン (別名:		
	エンドリン)		
A 1 9	黄りん (例:マッチの火薬に含有している場合	既に禁止	意図的添加の禁止
	がある)		
A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8ーオクタクロ	既に禁止	意図的添加の禁止
	ロー2, 3, 3a, 4, 7, 7aーヘキサヒド		
	ロー4,7-メタノー1Hーインデン、1,4,		
	5, 6, 7, 8, 8ーヘプタクロロー3a, 4,		
	7, 7a-テトラヒドロー4, 7-メタノー1		
	Hーインデン及びこれらの類縁化合物の混合物		
	(別名:クロルデン又はヘプタクロル)		
A 2 1	N, N' ージトリルーパラーフェニレンジアミ	既に禁止	意図的添加の禁止
	ン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェ		
	ニレンジアミン又はN, N' ージキシリルーパ		
	ラーフェニレンジアミン		
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1ートリクロロー2, 2ービス(4ー	既に禁止	意図的添加の禁止
	クロロフェニル)エタン(別名:DDT)		
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロー	既に禁止	意図的添加の禁止
	6, 7ーエポキシー 1, 4, 4 a, 5, 6, 7,		
	8,8aーオクタヒドローエキソー1,4ーエ		
	ンドー5、8ージメタノナフタレン(別名:デ		
	ィルドリン)		
A 2 5	ポリクロロー2, 2ージメチルー3ーメチリデ	既に禁止	意図的添加の禁止
	ンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン(別名:ト		
	キサフェン)		
A 2 6	2, 4, 6ートリーターシャリーブチルフェノ	既に禁止	意図的添加の禁止
<u> </u>		l .	

		東芝グループへ	東芝グループへの納入品
番号	物質(群)名	の納入品におい	において禁止する含有濃
		て禁止する時期	度の閾値
	ール		
A 2 7	β ーナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール	既に禁止	意図的添加の禁止
	-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチル		
	フェノール		
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,	既に禁止	意図的添加の禁止
	6). O(3, 9). O(4, 8)] デカン (別名:		
	マイレックス)		
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-	既に禁止	意図的添加の禁止
	クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン		
	又はジコホル)		
A 3 6	ヘキサクロロブター 1,3 ージエン(別名:六塩	既に禁止	意図的添加の禁止
	化ブタジエン)		
A 3 7	ペルフルオロ (オクタンー 1 ースルホン酸) (別	既に禁止	意図的添加の禁止
	名:PFOS)又はその塩		
A 3 8	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=	既に禁止	意図的添加の禁止
	フルオリド(別名:PFOSF)		
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル(略称:PCT類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物(A14,A15を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止及び1
			000ppm (*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, $c-2$ , $t-3$ , $c-4$ , $t-5$ , $t$	既に禁止	意図的添加の禁止
	-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: α		

平口	thm Str. (BY) A		東芝グループへの納入品
番号	物質(群)名 	の納人品におい て禁止する時期	において禁止する含有濃度の閾値
	ーヘキサクロロシクロヘキサン)		
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t -6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	$r-1$ , $c-2$ , $t-3$ , $c-4$ , $c-5$ , $t-6$ - $\alpha$	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0 <sup>2.6</sup> .0 <sup>3.9</sup> .0 <sup>4.8</sup> ] デカンー5ーオン (別名:クロルデコン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物(略称:DOT)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*3、* 4)
A 4 8	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*3、* 4)
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロー 1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロー 6, 9-メタノー2, 4, 3-ベンゾジオキサ チエピン=3-オキシド(別名:エンドスルフ ァン又はベンゾエピン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブロモシクロドデカン (略称:HBCD)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素(PAHs)	既に禁止	人体に触れる部分 及び1ppm(*4)
A 5 2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm (*5)
A 5 3	フタル酸ジブチル(略称:DBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*5)
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル(略称:BBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm(*5)
A 5 5	フタル酸ジイソブチル(略称:DIBP)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm (*5)

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化 学物質を故意に使用することです。

- (\*1)禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。 例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (\*2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金 属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃 度とします。
- (\*3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- (\*4) 欧州REACH規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (\*5)禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

### 別表2 ランクB:管理物質(群)

番号	物質(群)名
B 0 1	アンチモン及びその化合物
B 0 2	ヒ素及びその化合物
B 0 3	ベリリウム及びその化合物
B 0 4	臭素系難燃剤(PBB類(A08)及びPBDE類(A09)を除く)
B 0 5	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分)
В06	フタル酸エステル類 (DEHP (A52)、DBP (A53)、BBP (A5
	4)、DIBP(A55)及び(B12)で指定されたフタル酸エステル類を
	除く)
В07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
В09	パーフルオロカーボン(略称:PFC類)
B 1 0	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC類)

B 1 1	六フッ化硫黄
B 1 2	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)(*6)
В13	赤りん (樹脂中の難燃剤用途)

(\*6)欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

# 改訂記録表

制定:1999年12月1日

# 改訂:

2003年3月1日

2006年11月1日

2011年5月1日

2015年2月1日

2017年1月1日

2019年12月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	1999. 12.1	新規発行
2	2003.6.1	環境関連物質リストの内容及び適用範囲の見直
		L
3	2006. 11.1	環境関連物質リストの内容を見直し、全面改訂
4	2011. 5.1	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質
		管理を J AMPへ変更し、全面改訂
4. 1	2015. 2.1	環境関連物質リストの見直し
5	2017.1.1	添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト 別表1 ランクA:禁止物質(群)の注釈(* 1),(*2)の見直しと注釈(*5)の追加 別表2 ランクB:管理物質(群)の注釈(*5) を注釈(*6)に変更
5. 1	2019. 12.1	東芝グループ環境基本方針の改訂 JAMP URLの修正 含有量調査例をMSDSplus、AISフォーム(*3)からchemSHERPA®(*3) に変更

# 株式会社東芝